

令和3年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
寝屋川市医師会	診察時に外傷等が虐待によるものと判断される場合、児童等が所属する学校等に情報提供を行う。	
寝屋川市歯科医師会	乳幼児健診等での極度のカリエス多発ケースのチェックを指導している。 学校健診や各医院でも、より注意して点検する様に全会員に通知したいと考えている。	
大阪府助産師会寝屋川班	●妊産婦・母子保健訪問『MYCITY 助産師』(子育て支援課事業) 対象は、全戸で希望された家庭。時期は、妊婦は妊娠初期から出産前まで。母子は生後4か月まで。(未熟児は生後1歳まで。多胎児は生後1歳まで。)回数は、最大4回。(多胎児は、最大7回) 子育て世代包括支援センターの取組により、利用者が増え訪問数が増加中です。コロナ禍で外出しにくく孤立しがちなこの時期です。病産院での妊産婦教室や立会分娩も中止するなか、ニーズが高まっている状況です。感染対策を実施しながら継続しています。 ●妊娠期の健康教室 講師(子育てリフレッシュ館リラット事業) ① プレママ教室 12回/年 ② パパママ体験教室 12回/年 参加者が増加傾向でキャンセル待ちが続いています。第5波の感染拡大で休館となった4月のみ開催中止。5・6月はオンライン開催、以降は対面で開催。参加者のアンケート結果や実績を踏まえ、定員の工夫、感染対策、講師の調整をしています。コロナ禍で病産院での教室が中止となっています。加えて、昨今、産前産後の子育てパートナーシップ支援が注目される中、夫婦やパートナーでの参加ニーズが増加しています。本市の教室では、妊婦体操や出産リラックス法、赤ちゃん抱っこ、妊婦体験、沐浴体験を実施しています。 ●産後ケア(子育て支援課事業) 入所型産後ケアを、有施設助産院で実施。産後の心身の疲労や不安が高くなりやすいこの時期、家族からの子育てサポートが無い状況の中にある産後4か月までの方が対象。乳房マッサージ、沐浴、育児手技指導・食事提供・家族計画指導などを実施。 ●産後健診(子育て支援課事業) 産後2週間と産後4週間前後の心と身体の健康診査と寄り添い支援。分娩を取り扱う助産院で実施しています。 ●いのちの出前講座 寝屋川市の小学生・中学生に向けて講話と体験型の講座を実施。伝えたいメッセージは、『生まれてきたことが奇跡であり、生まれてこなければよかった命は誰一人としていない事。生まれてきてくれてありがとう。』 自尊感情を高めることで、命を自ら守る、他人も大切にできる。子供の成長段階に沿って、繰り返しメッセージを伝えています。 ●大阪府助産師会本部事業の協力 ① 電話相談『妊娠・出産・子育て』(無料) 月～金9:00～17:00 06-6775-8894 ② 思春期e-mail 相談(無料) ③ 大阪府委託事業 コロナ感染後の母子の寄り添い支援訪問 助産師による妊産婦向け電話相談	
寝屋川市民生委員児童委員協議会	日頃からの地域活動において、情報等のキャッチを心掛けている。また、登下校の子どもたちに対し、声かけや見守り活動を行っている。 不審な点が見られる場合は、学校やこどもを守る課などの関係機関へつなげている。	
大阪府寝屋川警察署	児童虐待に限らず、あらゆる警察活動において児童のいる家庭での事案を認知した際は、目視による児童の安全確認を徹底するとともに遅滞なく書類通告し、身体的虐待が疑われる児童等については積極的に身柄付通告を検討・実施している。	

令和3年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
大阪府中央子ども家庭センター	・子ども家庭センターでは、児童福祉司や児童心理司の増員など体制強化を継続している。虐待通告受理後48時間以内の安全確認を実施しており、寝屋川市の各機関にも、状況の調査や安全確認等に連携協力をしていただいている。必要と判断した場合には児童の一時保護もしている。また休日、夜間についても当直勤務や日勤等を配置し、189、子どもの悩み相談フリーダイヤルなどからの虐待通告を受理し、安全確認等の対応を行っている。 ・多くの子どもたちは地域で支援を受けながら家庭生活を継続しているが、家庭での生活が難しい場合は、施設入所、里親委託など社会的養護で生活している子どもたちもいる。その中には児童福祉法第28条、親権制限などの家庭裁判所の審判により、入所している事案も増加しているため、弁護士や医師との連携も行っている。 ・社会的養護の子どもたちについては、家庭引き取りに向けての子どもやその家族への支援を強化し、家族再統合に力を入れている。また里親やファミリーホームなどのより家庭的な環境で生活ができるように、集中的な支援もしている。しかし里親やファミリーホームが足りない状況のため、里親支援機関とも連携しながら、里親啓発や里親家庭への支援も行っている。	
寝屋川市保健所	・保健予防課精神保健福祉担当にて、こころの健康相談事業を実施している。 ・保護者に精神疾患があり、その影響で児童虐待状況にあるケースについては、必要に応じて子育て支援課、こどもを守る課、大阪府中央子ども家庭センター等と連携を行い、支援をしている。	
枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署	・子どもの負傷事案に出動した救急隊員が家族等による暴力が原因(疑い含む)の場合は医師に伝えている。 ・救急要請宅で家族の中にいる子どもにネグレクトを見た場合は行政機関(こどもを守る課)へ連絡をしている。	
寝屋川市社会福祉協議会	相談体制の整備・周知 ・実施時期 通年 ・取組内容 まちかど福祉相談所の実施 地域における見守り・発見・相談・つなぎのセーフティーネット体制づくりを行います。また、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な問題に対し、新たなサービスや仕組みの開発を行うとともに相談の充実を図りました。 ・実績 相談所数 15か所 (令和3年4月1日～9月30日)相談所開催日数 24日 相談件数 35件 前年度に引き続き今年度においてもコロナウィルス感染拡大防止のために地域福祉活動を自粛せざるを得ない状況が続き、相談所開催日数・相談件数とも例年を大幅に下回る実績となっています。	
大阪法務局	1 子どもの人権SOSミニレター 全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」(料金受取人払いの便箋兼封筒)を配布し、このミニレターを通じて、子どもの悩みを的確に把握し、様々な人権問題の解決に当たっている。 2 子どもの人権110番 子どもの人権問題に関する相談電話「子どもの人権110番」(全国共通フリーダイヤル)を開設し、子どもからの相談に応じている。 3 子どもの人権SOS-eメール 法務省のホームページ上にインターネットによる人権相談窓口「SOS-eメール」を開設し、インターネットメールにより相談を受け付けている。	

令和3年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
寝屋川地区人権擁護委員会	人権擁護委員会では、大阪法務局での常駐相談や市役所での特設相談などにより、児童虐待の相談があった場合には、人権侵害事案として相談者から事情聴取を行い、人権擁護機関である大阪法務局や寝屋川市などの行政機関に繋ぐなどにより、相談者の支援を図っている。 また、児童虐待の相談窓口などを記載したパンフレットを啓発事業時に配布し、児童虐待の防止に努めている。	
危機管理部人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画課では、配偶者等からの暴力(DV)などの人権相談があった場合、相談者の世帯に子ども(児童など)の存在と虐待の有無を確認している。 児童虐待があった場合には、庁内関係課や寝屋川警察署などの関係機関と連携・協力を図り、相談者の支援と児童虐待の対応を行っている。また、児童虐待がない場合においても、児童虐待に繋がる恐れがある場合の事案については、相談者の了承のもと、庁内関係課に情報を提供し、児童虐待の防止に努めている。 なお、男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)において、市民の様々な悩みや相談について、下記の相談事業を実施している。 ①「女性の相談員による心の悩み相談」 面接相談・電話相談 ②「男性の相談員によるための悩み相談」 電話相談 ③「女性の弁護士による女性のための法律相談」 面接相談	
危機管理部監察課	○いじめ事案対応件数 146件 ○いじめ事案等相談受付件数(監察課への通報・相談件数) 106件(いじめの認知33件) ※令和3年12月末日現在 【主な相談方法】 いじめ通報促進チラシ44件 フリーダイヤル35件 市公式アプリ7件 市公式LINE5件 ○啓発サイト「いじめのサイン『守ってあげたい』」利用件数 1,361件(うち児童等本人718件、保護者643件) ○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)実施クラス数 市立小学3年生:43クラス、6年生39クラス 上記の取組を推進することにより児童虐待等が疑われるケースを認知した際には、関係所属等に情報提供を実施するなど、児童虐待防止に向け取り組んでいる。	
福祉部保護課	子どもに対する支援について、カウンセラーの資格を有する子どもの健全育成相談員を2名配置している。 保護受給世帯の子どもの養育に関して不安を抱える親へのカウンセリングを中心に 保育所、小・中学校と連携し、生活状況の把握・情報提供、また、病院等の施設で行われるケースカンファレンスへの参加、ケースワーカーの家庭訪問に同行する等、自立支援に努めている。 令和3年12月末日現在、支援員2人で延べ335件、ケースを担当している。面接相談件数が340件、家庭訪問件数が43件となり、昨年の同時期と比較して面接相談件数が増となり、電話面接相談数については510件で減となっている。 今後も、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、支援ケースとの信頼関係を維持・強化するとともに様々な支援者と連携し、サポートを行うことで児童虐待の防止及び生活保護からの自立だけではなく生活面での自立に向けた支援を継続していく。	
福祉部障害福祉課	障害福祉サービスの利用に関する相談及び支援を行っている。要保護児童についても、こどもを守る課と連携しつつ、放課後デイサービスや通学支援など、障害福祉サービスによる適切な支援を図っている。 また、障害福祉課では虐待防止センターを設置しており、虐待ケースについては、養育状況等を関係機関と情報共有している。	

令和3年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
こども部こどもを守る課	要保護児童対策地域協議会の事務局として、関係機関に対して、児童のモニタリングの要点について書面等を通じて、情報提供を行っている。 平成30年度から取組んでいる子ども家庭総合支援拠点事業についても、細やかな情報を共有するため、子どもの施策に関する関係機関との関係課会議（書面）を開催し、虐待対応専門員（実務者）については、子どもの命を守る最前線にいることを自覚してもらい、児童虐待防止に対する意識の醸成を図るとともに、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、適切な支援につなぐことができるように連携を深めている。 最後に、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施」について、令和3年9月から調査を開始し、関係機関の協力を得ながら、児童の安全確認に努めております。来年度以降の調査も見込まれることから、引続き、関係機関と連携していきたいと考えている。	
こども部子育て支援課	妊娠期から子育て期までを支援する母子保健事業、発達に関する相談支援事業を推進するとともに、地域の子育て支援を展開するこどもセンターや保護者のリフレッシュに係る施策を推進する子育てリフレッシュ館において、様々な子育て支援に取り組んでいる。各事業や施設においては、育児中の保護者が孤立することがないように、親子の支援に注力している。（以下、児童虐待防止の観点で主な事業のみ記載） 【子育て世代包括支援センター（市内2か所）事業】 妊娠届出時に必ず助産師・保健師の専門職による全数面接を実施し、専門職が妊産婦や子どもの状況に応じて、妊娠期の過ごし方や出産後の心身の健康、母乳育児などの生活のアドバイスや利用可能な支援制度の紹介などを行う。妊娠届出の面談時アンケートを踏まえたアセスメントを行い、妊娠期からの支援方針を検討するとともに、こどもを守る課など関係機関と連携し母子保健事業（訪問等）で支援を実施している。 【こんにちは赤ちゃん訪問】 乳児期に全戸訪問（新生児訪問・未熟児訪問を受けた家庭は除く）し、保護者の世帯の様々な不安・悩みを傾聴及び対応することで、乳児家庭の孤立化を未然防止する。また、訪問で会えない世帯については、乳幼児健診の受診状況などから全数把握を行っている。 【養育支援訪問事業】 特に、養育支援の必要性があると判断される家庭に対して、保育士などが訪問し具体的な育児に関する指導・助言を継続的に実施する専門的支援及び育児援助・家事援助が必要な家庭に対してヘルパーを派遣する支援の2種類がある。 ヘルパー派遣を希望する理由に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、実家からのサポートが得られないとの声が複数あり対応している。	
こども部保育課	こども部内で月1回開催されているこども支援連絡会で情報共有を図り、児童虐待の早期発見に努めている。 要支援の必要性が懸念される家庭については、保育所等と調整し入所につなげることで対応している。	

令和3年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
寝屋川市立保育所	・市立保育所は、妊娠期からの切れ目のない支援を担う施設として、また、子どもや保護者の安全で安心な生活を見守るセーフティーネットとしての役割を持つ施設として、子ども、保護者の継続的な見守りを行っている。日々の子ども、保護者の様子に気を配り、けががあれば状況を確認し、写真・記録を残すようにしている。家庭、保護者に変化があった場合も含め、関係機関と連絡を取り情報を共有し、対応を検討している。状況に応じてこどもを守る課や子育て支援課を通じて、病院や相談機関を紹介するなど子ども・保護者にとって必要な機関につなぎ虐待の防止に努めている。 ・要保護、要支援家庭の受け入れの際には関係機関との引継ぎを行い、情報の共有・それぞれの役割を確認し、日々の保育にあたる職員全体で見守り、他機関との連携が取れる体制をとっている。 ・「赤ちゃん教室」や「所庭開放」「広場」など地域の子育て世代向けの取り組みでは、子育て情報の提供・相談を行っており、気になるケースを保健師につなぐなど虐待に至る前にキャッチし支援が行えるようにしている。	
寝屋川市民間保育所協議会	・当園の保育会議にて気になる子どもの様子や家族状況等の情報を共有し、必要に応じて要支援登録シート及びチェックリストを作成し、関係機関に提出している。 ・不自然な様子や怪我が見られた時は、児童及び保護者に確認すると共に写真を撮るようにしている。 ・虐待が起こる前に、保護者の抱えている悩みや心配事を聞いたり、発達支援などについては一緒に考えていけるような環境を整え、早期に巡回相談につなぐなど、関係機関と連携している。	
学校教育部学務課	■ 園長会 ・園長会等を開催し、市立幼稚園間で情報共有を図っている。 ・園単独での処遇が困難な事案について、関係課や関係団体とカンファレンスを行った。 ・登園時の園児と保護者の様子の確認や着替え際の体の観察などを行い、園内で情報共有し、また必要に応じて関係機関に情報提供を行っている。 ■ 児童生徒在籍状況等報告 ・毎月末の小中学校の児童生徒の在籍状況を確認する際、居所不明児童・生徒の有無についても確認している。	
学校教育部教育指導課	(スクールソーシャルワーカー配置事業) スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、各学校のケース会議等において、福祉的な視点での助言や関係諸機関との連携により、子どもたちを取り巻く諸問題の未然防止や早期発見・早期解決に努めている。 また、各学校のケース会議の核となる教員育成のために、ケース会議コーディネーター会(今年度はオンラインで年間11回実施)の講師として研修を行い、ケース会議の充実を図っている。解決が困難な事例については、「寝屋川市子どもサポート会議」において、大学教授・弁護士・精神科医等の有識者を交えて、事例検討を行っている。	
総合教育研修センター	教育相談事業 ○毎年4月小・中学校に電話相談窓口(さわやかライン)に関するカードを配布し、周知を図っている。 長期休業明けに学校を通じて、電話相談案内カードの活用方法を配布。 相談内容等に応じて、適宜、関係機関と連携し、対応している。 教育関係職員研修事業 ○スクールソーシャルワーカーによるアセスメントシートの記入及び分析方法等の虐待防止の観点を踏まえた研修を年次研修として、実施。虐待防止の観点から経年的な教職員の資質能力の育成に取り組んでいる。	

令和3年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
寝屋川市立小学校	関係諸機関と連携し、児童虐待の防止に向けた取り組みや情報交換を行っている。 学校では定期的にケース会議を開催。 スクールソーシャルワーカーによる全教職員対象の虐待防止研修を毎年中学校区ごとに開催。 例年は夏季休業期間中に、家庭訪問等による状況把握を重点的に行っている。 今年度は特に、コロナ禍における家庭環境の変化や見えにくい状況の把握に努めた。 ・虐待防止研修・・・市として全教職員対象の研修を実施。(DVD視聴) ・ケース会議の定着・・・情報をケース会議コーディネーターに集め、定期的に管理職を含めたコーディネーター会にてリスク検討、ケース会議を行い、組織対応・関係機関連携を行う。 ・11月の児童虐待防止推進月間時ののぼり掲出。	
寝屋川市立中学校	関係諸機関と連携し、児童虐待の防止に向けた取り組みや情報交換を行っている。 各学校では定期的にケース会議を開催。 スクールソーシャルワーカーによる全教職員対象の虐待防止研修を毎年中学校区ごとに開催。 例年は夏季休業期間中に、家庭訪問等による状況把握を重点的に行っている。 今年度は特に、コロナ禍における家庭環境の変化や見えにくい状況の把握に努めた。 ・小中合同ケース会議を定例実施し、兄弟姉妹関係の児童・生徒を中心に、情報を共有している。 ・校内ケース会議を定例開催している。必要に応じて関係諸機関を含めた拡大ケース会議も実施している。一時保護に至る様な重篤なケースもあった。 ・虐待防止月間である11月には学校だよりやのぼりによる啓発活動を行った。	
寝屋川市立幼稚園	・市立幼稚園では、保育の中で常に子どもたちの様子を把握し、担任外の教師とも連携しながら、少しの変化も見落としが無いよう努めている。 ・毎日の乾布摩擦や、毎月の身体測定にて身体の様子の把握に努めている。 ・送迎時、保護者との対話にて、保護者の様子についても把握するよう努めている。 ・遅刻や忘れ物、弁当の中身の変化や衣服の汚れなど、何か少し変化がある場合は、注意して見守りながら、保護者への聞き取り等も行い、特に連絡機関へと繋げなければならないような事案に関しては、報告するよう職員間にて意思の疎通を図り、専門機関へと繋げるようにしている。	
寝屋川私立幼稚園協議会	コロナ禍にあって今まで直接保護者の方と対面でお話を聞かせて頂く機会を設けておりましたが、人との接触を避け「密」を防ぐため、電話での相談・日々の子どもの様子の変化を観察し必要に応じて、家庭とのコミュニケーションを図り、虐待を未然に防ぐべく取組んでおります。	

令和3年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
社会教育部青少年課	①おとなのCAP 子どもが暴力(いじめ・虐待・痴漢・誘拐など)から自分を守るための予防プログラム(CAP)を学ぶ、おとなのワークショップを開催することで、児童虐待防止に資する事業を実施した。子どもの権利を理解し守るために、大人は何ができるのか等について学習する機会を提供した。	
	②家庭教育サポートチーム派遣事業 家庭教育サポーターを24小学校に派遣し、学校と連携して子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、家庭訪問や相談活動を行った。相談活動を通し、保護者の悩みの軽減により児童虐待の予防にもつなげた。	
	③家庭教育支援連絡会 家庭教育に関する課題及び取組について各委員(小学校長、幼稚園長、保育所長、民生委員・児童委員協議会、家庭教育支援者など)より情報収集及び支援策について意見交換を行った。	
	④家庭教育支援者スキルアップ講習会 家庭教育に関心のある市民に対し、6回連続講座を開催する中で、いじめや虐待について内容や対応方法を学習する機会を提供した。	
	⑤青少年の相談窓口 概ね30歳までの青少年または、その保護者から電話やメール、もっとねやがわのアプリなどで相談を受けている。自傷行為などの相談については、関係機関と情報共有を行った。	